

福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）に基づく施策として、公共交通が不便な地域における生活交通の確保に向け、地域及び公共交通事業者と共働した取組みに対して補助金を交付するにあたり、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、条例第2条に定めるところによる。なお、この要綱では条例第2条第8号を公共交通不便地等という。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における「協議会」とは、地域の生活交通を確保することを目的とする地域住民等からなる組織、福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例（令和4年福岡市条例第2号）で定める自治協議会及び町内会等であり、次の各号のいずれにも該当する組織をいう。

- （1）組織の構成員は、原則として地域住民等であること。
- （2）生活交通を確保しようとする区域が、公共交通不便地等を含む一体的な検討の必要があり、かつ、一団のまとまりのある区域であること。
- （3）地域を代表して生活交通の確保に向けた活動を行う組織として、自治協議会等地域の主要な団体が賛意を表明していること。
- （4）地域住民等に活動内容や成果を周知し、意見を聴きながら地域の生活交通確保の取組みを推進しようとするもの。
- （5）持続的な生活交通の確保に向けて主体的に取組みを推進しようとするもの。

3 この要綱における「交通手段」は次の各号のことをいう。

- （1）オンデマンド交通 一定の運行区域で予約のある都度運行するもの。
- （2）デマンド交通 路線や一定の運行区域で時刻を定め予約に応じて運行するもの。
- （3）路線定期運行 路線や停留所、運行時刻を定めて運行するもの。

（公共交通不便地に準ずると市長が認める地域）

第3条 この要綱において、条例第2条第8号ウに定める「公共交通不便地に準ずると市長が認める地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。

- （1）バス停又は鉄道駅のうち最も近いものとの標高差が概ね40メートル以上となっている地域（公共交通空白地及び公共交通不便地を除く。）
- （2）バス停又は鉄道駅のうち最も近いものへの経路について、迂回を要する（概ね500メートル以上）又は前号に定める地域に準ずる勾配がある（概ね8パーセント）等、公共交通が不便と考えられる地域（公共交通空白地、公共交通不便地及び前号に定める地域を除く。）

(補助対象事業)

第4条 市長は、協議会又は公共交通事業者に対し、公共交通不便地等における生活交通の確保に向けた取組みについて、必要と認める場合は、次の各号に掲げる事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 生活交通の確保に向けた調査、検討その他市長が特に必要と認める活動
- (2) 前号に基づき実施する実証運行
- (3) 前号に基づき実施する本格運行

(補助の要件)

第5条 前条第1号の事業の実施に当たっては、主な事業地域内の自治協議会又は町内会等が合意していること。

2 前条第2号及び第3号の事業の実施に当たっては、主な事業地域内の自治協議会又は町内会等の合意がなされ、かつ、地域及び公共交通事業者、行政等で構成する運行に関する協議の場が設けられ（以下「運行協議会」という。）、補助事業として実施することについて、条例第12条に基づく福岡市地域公共交通会議において協議が調っていないなければならない。

3 前条第2号及び第3号の事業は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく許可を受けた一般旅客自動車運送事業により実施するものとし、バス路線など、既存の公共交通と調和のとれたもので、かつ、身近な商業施設や病院等の立地や道路の状況など地域の実情を踏まえた交通手段で実施するものとする。

4 前条第2号及び第3号の事業は、地域、公共交通事業者において、利用促進等の取組みの実施が見込まれるものとする。

(補助対象事業者)

第6条 補助対象事業者は、第4条第1号の事業については公募による協議会、同条第2号及び第3号の事業については公募による公共交通事業者とし、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)の滞納がないこと。
- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金対象経費等)

第7条 第4条第1号の事業の補助対象経費等については、別表1に定めるものとする。

2 第4条第2号の事業の補助対象経費等については、別表2に定めるものとする。

3 第4条第3号の事業の補助対象経費等については、別表3に定めるものとする。

4 国庫補助金及びその他の補助金等の交付を受けている場合においては、これを控除した額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付して、様式第1号により市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業に関する収支計画及び事業計画
- (2) 規約又は定款等及び役員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 9 条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式第 2 号により補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知する。

（申請の取下げ）

第 10 条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、様式第 3 号により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

（交付決定の変更申請）

第 11 条 第 9 条の規定による交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、軽微なものを除き、あらかじめ様式第 4 号により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の変更）

第 12 条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を変更し、様式第 5 号により補助事業者に通知する。

（状況の報告）

第 13 条 補助事業者は、市長の請求があったときは、速やかに様式第 6 号による状況報告書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 14 条 補助事業者は、補助事業期間の終了後、速やかに様式第 7 号を市長に提出しなければならない。

2 第 4 条第 2 号及び第 3 号の補助事業者は、毎月の運行日数、利用者数、運行経費、収入等について翌月の 10 日までに市長に報告しなければならない。

（交付額の確定）

第 15 条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、その内容を様式第 8 号で審査し、補助事業が適正に執行されていると認めるときは、補助金の交付額を確定し、様式第 9 号により補助事業者に通知する。

（交付請求）

第 16 条 補助事業者は、市からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 10 号により請求することができる。

(補助金の交付)

第 17 条 市長は、第 15 条により確定した補助金を前条による補助事業者からの請求に応じて交付するものとする。ただし、補助事業者からの請求があり、市長が特に必要と認めるときは、事業実績内容に応じて、補助事業対象期間終了前に補助金の一部を交付することができる。

2 前項の補助金の一部交付は、原則、各四半期経過後の運行実績状況に応じて行い、年度最終となる第 4 四半期にて精算するものとする。

(事業の見直し等)

第 18 条 第 4 条第 2 号及び第 3 号の事業の見直しに当たっては、運行協議会において、地域の実情や収支率等を踏まえた運行内容を協議・検討し、需要に応じた運行内容とする。

2 補助事業者は、利用促進や収支率の向上等に努めなければならない。

(補助金の整理)

第 19 条 補助事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第 20 条 市長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(雑則)

第 21 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
この要綱は、平成25年3月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。
なお、この要綱に基づく施策において、事業の必要性や公益性について検証を行った結果、事業の継続が必要と認められる場合においては、この要綱の終期について延長できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
この要綱は、令和7年6月20日に改正する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。

別表 1（第 7 条関係）

補助対象事業	・第4条第1号の事業
補助対象経費	・調査、検討その他市長が特に必要と認める活動に必要なと認める額とする。
補助対象経費の限度	・単年度につき50万円とする。
補助対象事業期間	・交付初年度から通算5年を限度とする。

別表 2 (第 7 条関係)

補助対象事業	第4条第2号の事業								
補助対象経費	1.実証運行経費:運行に要する経費								
	項目	内容							
	人件費	当該運行に要する人件費							
	燃料油脂費	運行車両に係る燃料費及び油脂費							
	車両費	車両設備の修繕整備費及び保険料、減価償却費、租税公課							
	システム運用費	当該運行に係るシステムの運用費							
	コールセンター費	乗車申込等に係るコールセンター業務費							
	その他経費	通信費及び占用料等、その他必要となる経費							
	2.初期経費:実証運行の導入に要する経費								
	項目	内容							
	システム設計・構築費	システム及び停留所設定に要する経費							
	停留所等経費	停留所看板等の作成・設置に要する経費							
	事業マネジメント・支援費	運行計画策定や乗務員講習、関係者調整に要する経費							
	その他経費	車載器やチラシ等作成等、その他必要となる経費							
	3.システム改修経費:運行システムの改修に要する経費								
	項目	内容							
システム改修費	システムの改修に要する経費								
その他経費	その他必要となる経費								
4.利便性向上・利用促進等経費:利便性向上及び利用促進等に要する経費									
項目	内容								
停留所追加費	停留所看板等の追加に要する経費								
広報・利用促進費	広報・利用促進に係るチラシ作成等に要する経費								
その他経費	会員証や乗車券の作成等、その他必要となる経費								
補助金の額	・補助対象経費と収入(運賃及び運賃以外の収入(以下「運賃等」))の差額(消費税及び地方消費税除く)とする。								
補助対象経費の限度	・補助金の額は予算の範囲内とし、以下の補助対象経費の限度額を定める。 初期経費:オンデマンド交通 1,000 万円、その他 200 万円 システム改修経費:100 万円/年 利便性向上・利用促進等経費:200 万円/年 ※オンデマンド交通の初期経費は、運行区域が概ね5km ² を基本とし、広範囲となる場合等においては、1k m ² あたり(小数点以下切り捨て)200 万円を限度とした額を加算することができる								
運行車両台数等	・運行車両台数は、1台を基本とする。 ・オンデマンド交通は、複数校区の自治協議会等で取り組むことを基本とし、運行車両台数は右の表を目安とする。 ただし、運行区域や利用状況等を踏まえ、効率的かつ効果的に運行可能であると認められる場合はこの限りでない。 <table><tr><td>運行区域の面積</td><td>台数</td></tr><tr><td>概ね5km²</td><td>1台</td></tr><tr><td>概ね5km² ～</td><td>1台～2台</td></tr></table>			運行区域の面積	台数	概ね5km ²	1台	概ね5km ² ～	1台～2台
運行区域の面積	台数								
概ね5km ²	1台								
概ね5km ² ～	1台～2台								
補助対象事業期間	・補助対象事業期間は、運行開始から1年間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、2年間を限度として補助対象事業期間を延長できるものとする。なお、運行中止期間は対象とせず、通算3年間とする。								
目標収支率	・収入(運賃等)を補助対象経費の実証運行経費で除した割合(以下「収支率」)の目標値は、20パーセントとする。ただし、運行1年目は10パーセント、運行2年目は15パーセントに緩和することができる。								
収支率の算定	・収支率の算定は、当該運行期間における運行開始より6月目からの3月間の実証運行経費(消費税及び地方消費税含む)を対象に算定する。								
運行継続等の判断等	・第4条第2号の事業(実証運行)は、目標収支率20パーセントを達成した場合に第4条第3号の事業(本格運行)へ移行することとする。 ・目標収支率20パーセント(1年目10パーセント、2年目15パーセント)に至らない場合は、次期の補助金交付による運行を終了するものとする。 ・ただし、運行内容の見直し等を行い、目標収支率の達成が見込まれる場合は、次期の運行として6月間、改善状況等に応じて更に6月間を限度に運行できるものとするが、事業期間は補助対象事業期間を限度とする。 ・目標収支率に至らない場合の運行時の収支率は、前期運行期間の目標収支率とし、運行開始より、1月目からの3月間を対象に算定し、再運行時の収支率は、当該運行期間の目標収支率とし、再運行開始より、1月目からの3月間を対象に算定する。								

別表 3 (第 7 条関係)

補助対象事業	第4条第3号の事業							
補助対象経費	1.本格運行経費:運行に要する経費							
	項目	内容						
	人件費	当該運行に要する人件費						
	燃料油脂費	運行車両に係る燃料費及び油脂費						
	車両費	車両設備の修繕整備費及び保険料、減価償却費、租税公課						
	システム運用費	当該運行に係るシステムの運用費						
	コールセンター費	乗車申込等に係るコールセンター業務費						
	その他経費	通信費及び占用料、会員証や乗車券の作成等、その他必要となる経費						
	2.システム改修経費:運行システムの改修に要する経費							
	項目	内容						
	システム改修費	システムの改修に要する経費						
	その他経費	その他必要な経費						
	3.利便性向上・利用促進等経費:利便性向上及び利用促進等に要する経費							
	項目	内容						
	停留所追加費	停留所看板等の追加に要する経費						
	広報・利用促進費	広報・利用促進に係るチラシ作成等に要する経費						
	その他経費	その他必要となる経費						
補助金の額	・補助対象経費と収入(運賃等)の差額(消費税及び地方消費税除く)にインセンティブを加算した額とする。							
補助対象経費の限度	・補助金の額は予算の範囲内とし、以下の補助対象経費の限度額を定める。 システム改修経費:100 万円／年 利便性向上・利用促進等経費:50 万円／年 ※利便性向上・利用促進等経費は、車両装飾など一時的な費用が発生する場合においては、運行協議会で協議を行い、25 万円を限度とした額を加算することができる							
運行車両台数等	・運行車両台数は、1台を基本とする。 ・オンデマンド交通は、複数校区の自治協議会等で取り組むことを基本とし、運行車両台数は右の表を目安とする。ただし、運行区域や利用状況等を踏まえ、効率的かつ効果的に運行可能であると認められる場合はこの限りでない。 <table><tr><td>運行区域の面積</td><td>台数</td></tr><tr><td>概ね5km²</td><td>1台</td></tr><tr><td>概ね5km² ～</td><td>1台～2台</td></tr></table>		運行区域の面積	台数	概ね5km ²	1台	概ね5km ² ～	1台～2台
運行区域の面積	台数							
概ね5km ²	1台							
概ね5km ² ～	1台～2台							
補助対象事業期間	・補助対象事業期間は、補助金の交付を受ける会計年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。ただし、年度途中で第4条第2号の事業(実証運行)から移行される場合は、翌年度の会計年度末の3月31日までの期間を対象とする。							
目標収支率	・収入(運賃等)を補助対象経費の本格運行経費で除した割合(以下「収支率」)の目標値は、20パーセント以上とする。							
収支率の算定	・収支率は、当該運行期間における8月目までの直近12月間の運行経費(消費税及び地方消費税含む)を対象とする。 ・ただし、年度途中で第4条第2号の事業(実証運行)から移行される場合の収支率は、当該運行期間末の4月前までの直近12月間を対象とする。							
運行継続等の判断等	・目標収支率に至らない場合は、次期の補助金交付による運行を終了するものとする。 ・ただし、運行内容の見直し等を行い、目標収支率の達成が見込まれる場合は12月間、改善状況等に応じ更に6月間を限度に運行できるものとする。 ・目標収支率に至らない場合の運行時の収支率は、当該運行期間の1月目からの9月間、再運行時の収支率は、当該運行期間の1月目からの3月間を対象に算定する。							
インセンティブ制度	・公共交通事業者は前年度の実績等に基づき交付申請するものとする。 ・実績報告時の本格運行経費と収入(運賃等)の差額が交付決定時を下回る場合は、その差額の80パーセントを公共交通事業者のインセンティブとして、実績報告の補助金の精算額の算定の際に加算し提出するものとし、その一部は事業地域の利用促進等に活用するものとする。							

様式第 1 号（第 8 条関係）

年度 福岡市公共交通不便地対策補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

（又は氏名）

年度 福岡市公共交通不便地対策補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）及び福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき（申請者が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。）は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

本件申請にあたり福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）等の納付状況を調査することにより確認することに同意します。

記

- 1 交付を受けようとする補助事業名
- 2 交付を受けようとする補助金の額
- 3 申請者の営む主な事業
- 4 補助事業の目的及び内容
- 5 補助事業の収支計画及び事業計画
- 6 添付資料

様式第2号（第9条関係）

年度 福岡市公共交通不便地対策補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付をもって申請のあった 年度福岡市公共交通不便地対策補助金
について、補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助内示金額

3 補助金交付予定時期

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする
場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合におい
ては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、こ
の交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）及び福岡市公共交通不便地
対策補助金交付要綱の定めを遵守すること。

様式第3号（第10条関係）

年度 福岡市公共交通不便地対策補助金交付申請取下書

第 号
年 月 日

(あて先)福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

年 月 日付 第 号の交付通知に係る事業については、下記の理由により
実施しないので補助金交付の取下げを申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助予定額
- 3 交付決定通知書の受領年月日
- 4 取下理由

様式第4号（第11条関係）

年度 福岡市公共交通不便地対策補助金交付変更申請書

年 月 日

（あて先）福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

（又は氏名）

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業について、福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり変更を申請します。

記

1. 補助事業名
2. 交付を受けようとする補助金の額 （変更前）
（変更後）
- 3 変更内容・理由
- 4 添付資料

様式第 5 号（第 12 条関係）

年度 福岡市公共交通不便地対策補助金交付決定変更通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付をもって変更申請のあった 年度福岡市公共交通不便地対策補助金について、補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助内示金額（変更前）
（変更後）

3 補助金交付予定時期

4 補助条件

- （1） 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- （4） この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 30 日以内とする。
- （5） その他福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）及び福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱の定めを遵守すること。

様式第6号（第13条関係）

年度 福岡市公共交通不便地対策補助金対象事業状況報告書

年 月 日

(あて先)福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、福岡市公共交通不便地対策補助金要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の実施状況
 - ア 補助事業実施収支計算書（実施額、収支率の状況）
 - イ 補助事業の経過又は成果を証する書類等

様式第7号（第14条関係）

年度 福岡市公共交通不便地対策補助金事業実績報告書

年 月 日

(あて先)福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、福岡市公共交通不便地対策補助金要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の実施状況
 - ア 補助事業経費収支計算書
 - イ 補助事業の経過又は成果を証する書類等
- 4 補助金の交付決定額と精算額
 - ア 補助金の交付決定額
(補助金の既交付額)
 - イ 補助金の精算額

様式第 8 号（第 15 条関係）

年度 福岡市公共交通不便地対策補助金事業実績調査確認書

年 月 日

所 属
職 名
氏 名 印

年 月 日付 年度福岡市公共交通不便地対策補助金事業実績報告書について調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記の事項について相違がありました。

記

年度 福岡市公共交通不便地対策補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付の 年度福岡市公共交通不便地対策補助金事業実績報告書によ
り 年度福岡市公共交通不便地対策補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助確定金額
- 3 補助条件
 - (1) 福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）及び福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第 10 号（第 16 条関係）

年度 福岡市公共交通不便地対策補助金交付支払請求書

年 月 日

(あて先)福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

(又は氏名)

年 月 日付をもって補助金の額の確定（交付決定）のありました標記補助金について、福岡市公共交通不便地対策補助金要綱第 16 条の規定により、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

- 1 補助事業名
- 2 請求対象の期間
- 3 精算（概算）払請求額
- 4 振込先